

## 伊賀市児童発達支援センターについて

### 児童発達支援センターの役割

障がいのある子どもや発達に課題を抱える子どもが通所利用する施設で、施設に通う子どもへの支援だけでなく、地域にいる障がいのある子どもやその家族を対象とした支援や対象児が通う保育所等への訪問支援などを行う施設であり、地域の中核的な療育支援施設です。

- 事業実施者：社会福祉法人名張育成会
  - 設置場所：伊賀市土橋 178-1（旧府中保育園跡地）
  - 設置時期：令和2年4月1日

次の事業について、伊賀市と委託契約を締結しています。

### 1. 子どもの育ち推進事業

発達に遅れや課題がある子どもや障がいのある子どもが安心して地域で育ち暮らすための発達支援システムの構築を目指します。

#### ① 3歳児クラス巡回相談

子どもの発達にとって重要な時期である幼児期中期（3～4歳）での保育・教育等の充実を図るために、保育園（所）、幼稚園、認定こども園などの3歳児クラスの行動観察を行い、保育方針について助言をします。

#### ② 5歳児発達相談

年中児を対象として保護者にアンケートを記入してもらい、保育所等での集団場面の観察を行い、社会性などの発達課題を発見するとともに、就学に向けて保護者からの相談に応じる機会とします。いが児童発達支援センター専門職が市の実施する各園の5歳児発達相談に参加します。

#### ③ 発達検査

保育所（園）・学校等関係機関より検査の依頼を受け、検査を実施します。検査後、保育、教育支援に係る対応方法をケースカンファレンスにて協議し決定します。

#### ④保育士、幼稚園教諭、保健師、教育等の専門職を対象とした研修

保育、教育、幼児教育、母子保健に関わる専門職が共通した発達観を持てるように研修を実施します。こども発達支援センターが企画立案したもの、また各関係機関からの依頼に応じ研修会を実施します。

### 2.相談支援事業

#### ①一般相談

子どもの発達に不安のある保護者からの相談を受け、関係機関と連携し必要な支援につなげます。

#### ②就労に向けての相談

就労する以前に「学齢期に何をすべきか」という課題に対し、専門的な相談支援を行います。(対象は、中学3年生～18歳未満です。)

### 3.保育園(所)・幼稚園・学校等巡回訪問事業

保育所(園)、幼稚園、学校等関係機関からの依頼に応じ巡回訪問を行い、支援方法、対応方法について助言を行います。